

「電子記録債権」と「でんさいネット」



電子記録債権とは？

- ◎平成20年12月に施行された、「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい決済方法です。
- ◎手形や指名債権（売掛債権等）のいくつかの問題点を克服し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- ◎インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、譲渡支払いに利用することができます。

でんさいネット/でんさいとは？

- ◎全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。
- ◎同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

「でんさい」をご利用いただいた時のお客様のメリット

1 支払う場合

- ・支払事務の軽減、搬送コスト削減等が期待できます。
- ・収入印紙の貼付は不要となります。

支払企業の悩み

手形の発行は事務手続きが面倒で、搬送代の負担も大きい。

手形の印紙税負担が大きい。

手形・振込・一括決済など、複数の支払手段があり非効率。

でんさいの活用で解決！

手形の発行および振込の準備など、お支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。手形の搬送コストも削減できます。

手形と異なり印紙税は課税されないため、コストが削減できます。

手形・振込・一括決済など複数の支払手段を一本化することが可能となり、資金管理の効率化が図れます。

2 受取る場合

- ・紛失・盗難のリスクがありません。
- ・必要な金額だけ分割・譲渡できるほか、取立手続きが不要です。

納入企業の悩み

手形の場合、紛失や盗難が心配、あわせて保管も面倒。

手形の場合、必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利。

手形の場合、取立手続きが面倒。

振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。

でんさいの活用で解決！

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、厳重に保管・管理する必要がなくなり、無駄な管理コストを削減することができます。

必要な分だけ分割して譲渡や割引することが可能となります。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。

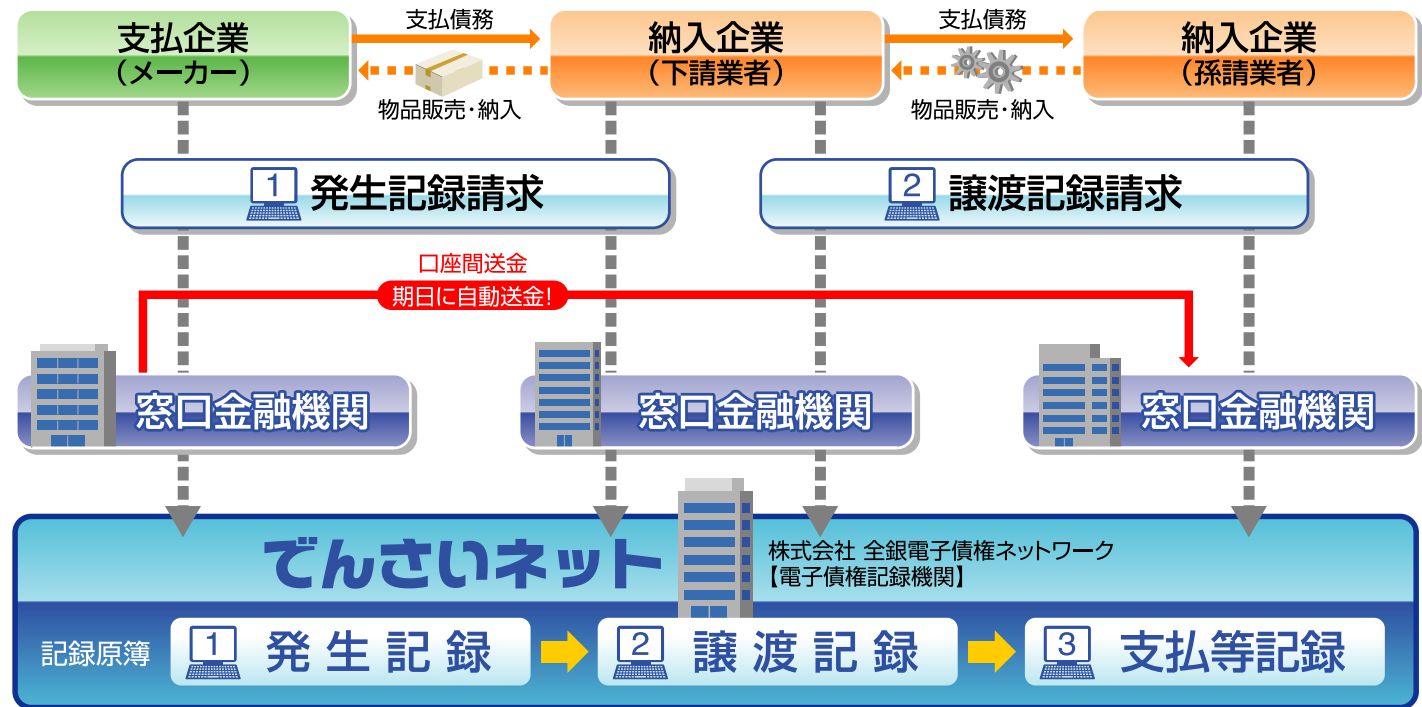
支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。

「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまで資金繰りに利用できなかった債権も譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。

「でんさいネット」を利用した場合の電子債権取引のイメージ

1 電子債権の発生	金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。
2 電子債権の譲渡	金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。
3 電子債権の支払	支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形とは異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。

＜でんさいネットの取引イメージ図＞



主なサービス内容

種類	サービス内容
発生記録請求	でんさいを債務者請求方式、または債権者請求方式により、発生させることができます。
譲渡記録請求	受け取ったでんさいを譲渡することができます。原則として、保証記録が随伴します。
分割譲渡記録	受け取ったでんさいを分割し、譲渡したり、割引したりすることができます。
変更記録請求	権利内容の変更記録ができます。

手形のように窓口金融機関に譲渡して「でんさいの割引」もできます

受け取った「でんさい」は納入企業と窓口金融機関の間で合意のうえ、手形割引のように窓口金融機関に譲渡（譲渡記録）して「でんさいの割引（現金化）」を受けることができます。

※「でんさいの割引」には、書面による申込・審査が必要となります。